

## 豊島区健康プラン（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について

### 1 意見募集の概要

- (1) 実施期間 令和5年12月11日（月）から令和6年1月10日（水）まで
- (2) 周知方法 広報としま12月11日号掲載、区ホームページ掲載
- (3) 閲覧場所 区ホームページ、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、地域保健課、長崎健康相談所
- (4) 意見提出者数 3名（郵送2件、メール1件）
- (5) 意見件数 4件

### 2 ご意見の概要と区のお考え

#### 第2章 重点的に取り組む施策

#### IV. 災害時の医療、保健衛生体制の構築

番号	ご意見の概要	件数	区のお考え
1	災害時の負傷者想定が1,400名とされている。極寒や猛暑という気候の悪条件で、避難所に1か月滞在するとして、寝食とトイレ、入浴、心身の医療（関連死がおきないように）女性を性被害から守る、子どもの学びを支える、ということは、災害弱者の安全確保に含まれるのかと思う。こうした方々へ安心感を与えるように、区のお考えを進めていただきたい。	1件	「災害弱者の安全確保」につきまして、「(4) 目標達成に向けた取り組み ④ 「マニュアル整備」(p.121)の中で、「要配慮者対策（障害児、妊婦、乳児、慢性疾患患者、外国人等）についても対応を検討する」と記載しており、実効性あるマニュアルになるよう、訓練等により検証を行うなどの取組を進めてまいります。

#### 第3章 分野別施策

#### III. たばこ・アルコール対策

番号	ご意見の概要	件数	区のお考え
2	禁煙した人も、「死ぬまで吸うよ」と言ってくれる人も、皆元気に生活している。それなりに自分で考えて禁煙する人もいるので、あまり行政として口うるさく禁煙するよう言わない方がいいのではないかと。	1件	喫煙が、喫煙者本人及び周囲の方々にとって健康リスクをもたらすことは科学的に認められています。従いまして、区では、喫煙が健康に与える影響について普及啓発を行うとともに、母子保健事業を通じた禁煙指導や望まない受動喫

	<p>保健所の立場上、禁煙するよう表現しなくてはならないと思うが、強い言葉で吸う人を悪者に言う表現は止めていただきたい。</p>		<p>煙防止のための施策を実施しています。</p>
3	<p>(4) 目標達成に向けた取り組みにおいては、「禁煙したい人」、「禁煙の意思のある」、「禁煙希望者」等の文言が欠落している箇所が散見されるので、素案内の文言を統一していただきたい。</p> <p>たばこは、長年にわたり生活に定着し親しまれてきた合法的大人の嗜好品であり、喫煙するかしないかは、健康に関する適切なリスク情報を認識したうえで20歳以上の個々人が自ら判断すべきものであると考える。</p> <p>適切な情報に基づいて、大人が自由にたばこを楽しむという選択は尊重されるべきであり、個人の嗜好の問題に行政が介入して個々人の判断を特定の方向に導くよう強制しようとすることは問題であるとする。</p>	1件	<p>ご意見を踏まえ、「②受動喫煙防止対策の推進」において「18歳未満の子どもがいる家庭で、禁煙を希望する方には、禁煙外来治療費を助成する等、自分の意思では受動喫煙を避けることのできない子どものための受動喫煙防止対策を推進してまいります。」と文章を修正いたします。</p> <p>受動喫煙が健康に影響を及ぼすことは科学的に明らかとなっています。区民の健康増進を一層図る観点から、区としては望まない受動喫煙防止に取り組んでいます。</p>
4	<p>「親の喫煙を目撃することがないよう」との表現は、たばこに対する心象があまりに悪く、現行計画同様、「家庭でたばこを入手することもあるため、たばこを目に付くところに置かないなど保管を徹底する、子どもの前では禁煙するなど、家庭での防止策について情報提供します。」との記載までにとどめるべきではないか。</p>	1件	<p>ご意見を踏まえ、「③次世代の喫煙防止」において、「また、子どもがいる家庭では、たばこを目に付くところに置かない、子どもの前では喫煙しないなど、家庭での防止策について情報提供します。」と文章を修正いたします。</p>